

紀州臨床研究ネットワーク規約

制 定 平成 30 年 12 月 15 日

(名称)

第 1 条 このネットワークは、紀州臨床研究ネットワーク（英文名 **Kisyu Clinical Study Network**）（以下「**KiCS Network**」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 **KiCS Network** の目的は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県における新規医薬品・医療機器・医療技術の開発及び健康増進に寄与する研究の推進に必要な基盤の構築・整備

(2) 和歌山県内の人を対象とする医学系研究を支援する組織の発展と **KiCS Network** 内の連携の推進

(3) 行政当局、自治体、企業、市民との円滑かつ実効性ある連携

(事業活動)

第 3 条 **KiCS Network** は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

(1) 医薬品の臨床試験の実施に関する基準、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び臨床研究法等の関係法令・指針の理解の促進に関すること

(2) 治験及び臨床研究の促進に関すること

(3) モニタリング、データマネージメント及び生物統計等の教育及び支援に関すること

(4) 多施設共同研究における中央倫理審査の整備と活用に関すること

(5) 前 4 号に関する、**KiCS Network** 内での情報・意見交換及び連携を行い、自治体・企業との連携及び市民への適切な情報公開

(6) その他、目的を達成するために必要な学術活動及び事業

2 前項に掲げる事業を適切かつ円滑に推進するために必要な基盤の構築・整備を行う。

(構成)

第 4 条 **KiCS Network** は、第 2 条の目的に賛同し、入会の申込があつた医療機関（以下「参加施設」という。）をもって構成する。

2 **KiCS Network** に入会しようとする医療機関は、入会申込書を代表に提出し参加施設となることができる。

3 参加施設は、書面による申し出により任意に **KiCS Network** を退会することができる。

(代表)

第 5 条 **KiCS Network** に代表を置き、原則として、和歌山県立医科大学附属病院長が務める。

2 代表は、**KiCS Network** を代表し、その業務を統括する。

(会合)

第6条 KiCS Network の会合は、参加施設間の意見交換を行うため、必要に応じ、代表が開催する。

2 会合の庶務は、和歌山県立医科大学附属病院臨床研究センターで行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めのない事項又は KiCS Network の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年12月15日から施行する。

事務連絡

入会のお申し込みは、電子メールで、kics@wakayama-med.ac.jp※あて

※英小文字、ハイフンを使用

紀州臨床研究ネットワークに入会します。

医療機関名：〇〇〇〇

代表者（役職：〇〇、氏名：〇〇〇〇）

連絡担当者（役職：〇〇、氏名：〇〇〇〇、電話番号：〇〇〇〇）

とお送りください。

医療機関単位でお申し込みくださいますようお願いいたします。

なお、連絡担当者の役職、氏名もお願いします。